

生活交通確保維持改善計画の名称
令和6年度小樽市地域内フィーダー系統確保維持計画
<b>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</b>
<p>小樽市の公共交通は鉄道、路線バス、タクシーで構成されており、市内を東西に走る鉄道や広域バス路線が幹線の役割を果たし、さらに市内にくまなく張りめぐらされたバス路線網のほかタクシーが、通勤・通学・通院・買い物等、市民生活に関連した地域内の移動手段として欠かせない役割を果たしている。</p> <p>しかし、市内の路線バスは、人口減少による利用者減少や地形的要因により運行経費がかさむことなどにより、年々収支が悪化し、維持が困難な状況となっているため、地域内フィーダー系統補助等を活用し、地域住民の移動手段を維持・確保していく必要がある。</p> <p>なお、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統について、「小樽ベイビュータウン線」「小樽桂岡線」「祝津線」「朝里川温泉線」「ぱるて築港線」は、JR函館線小樽駅を起点とし、「おたる水族館線」「塩谷線」「おたもい線」は同駅を経由している。また、「新光・ぱるて築港線」「最上・ぱるて築港線」は、JR函館線小樽築港駅を経由し、「銭函桂岡線」は、JR函館線銭函駅を起点としている。これらの系統は、鉄道や広域バス路線による地域間の移動と地域内の移動をつなぐ重要な路線であり、これらを維持・確保することで、地域住民の生活を支える移動手段を確保するとともに、地域内外の移動時における利便性を確保することが出来る。</p>
<b>2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果</b>
<b>（1）事業の目標</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>1年間の利用者数を6,800千人以上とする。</li></ul> <p>（令和4年の年間利用者数：6,748,744人）</p>
<b>（2）事業の効果</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>バス路線を維持することで、高齢者などの交通弱者にとって日常生活に必要不可欠な移動手段が確保できる。</li><li>市民生活の利便性が向上することにより人口の流出を防ぐとともに、市外からの移住促進に貢献することができる。</li></ul>
<b>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>地域公共交通SNS戦略事業（小樽市地域公共交通活性化協議会）</li><li>協議会による利用促進策の検討</li></ul>
<b>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</b>

表1のとおり
<b>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</b>
小樽市地域公共交通網形成計画による「施策2③交通事業者への公的補助の検討」により、「小樽市生活バス路線運行費補助金交付要綱」に基づき小樽市が支援を行う。
<b>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</b>
北海道中央バス株式会社
<b>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</b>
※該当なし
<b>8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
<b>9. 別表1の補助対象事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
<b>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
<b>11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</b>
※該当なし
<b>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</b>
表5のとおり
<b>13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよう</b>

<b>とする場合のみ】</b>
※該当なし
<b>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
<b>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
<b>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
① 車両の代替による費用削減等の内容 ※該当なし
② 代替車両を活用した利用促進策 ※該当なし
<b>17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
<b>18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果

※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
20. 貨客混載の導入に要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
21. 協議会の開催状況と主な議論
<p>(1) 令和5年1月17日(火) 令和4年度第2回小樽市地域公共交通活性化協議会 主な内容 協議事項「令和5年度小樽市地域公共交通網形成計画に係る事業計画」における「国庫補助(フィーダー系統補助)の活用」について、すべての委員から承認の回答を得た。</p> <p>(2) 令和5年6月8日(木) 令和5年度第1回小樽市地域公共交通活性化協議会 主な内容 協議事項「小樽市地域内フィーダー系統確保維持計画」(案)について、すべての委員から承認の回答を得た。</p>
22. 利用者等の意見の反映状況
地域住民及び利用者より、交通結節点であるJR小樽築港駅前の交通環境についての改善要望があったため、改善を図るべく各関係機関と協議を継続している。
23. 協議会メンバーの構成員
別添「令和5年度小樽市地域公共交通活性化協議会委員名簿」のとおり

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 北海道小樽市花園5丁目10番1号

(所 属) 建設部新幹線・まちづくり推進室

(氏 名) 主査 阿部 和宏

(電 話) 0134-32-4111

(e-mail) matizukuri@city.otaru.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただき差し支えありません。実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画を作成して

いる場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特別 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地 営業区域	終点					運行態様 の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
小樽市	北海道中央バス株式会社	(1) 塩谷線	本局前	長橋中学校	塩谷海岸	往 9.1km 復 9.1km	366 日	8,846.0 回		路線定期運行	①・②(1)	小樽駅前にて積丹線などの地域間幹線系統やJR線との乗り継ぎを考慮して運行ダイヤを設定	③
		(2) 祝津線	小樽駅前	赤岩	おたる水族館	往 6.6km 復 6.6km	366 日	7,476.0 回		路線定期運行	①・②(1)	小樽駅前にて積丹線などの地域間幹線系統やJR線との乗り継ぎを考慮して運行ダイヤを設定	③
		(3) 小樽ベイビュータウン線	小樽駅前	朝里町	ベイビュータウン	復 8.2km	240 日	120.0 回		路線定期運行	①・②(1)	小樽駅前にて積丹線などの地域間幹線系統やJR線との乗り継ぎを考慮して運行ダイヤを設定	③
		(4) 新光・ばるて築港線	済生会小樽病院	ばるて築港	小樽自動車学校前	往 6.7km 復 6.1km	365 日	1,095.0 回		路線定期運行	②(1)	ばるて築港にて小樽市内線やJR線(小樽築港駅)との乗り継ぎを考慮して運行ダイヤを設定	③
		(5) おたる水族館線	本局前	小樽駅前	おたる水族館	往 7.3km 復 7.3km	362 日	2,239.0 回		路線定期運行	①・②(1)	小樽駅前にて積丹線などの地域間幹線系統やJR線との乗り継ぎを考慮して運行ダイヤを設定	③
		(6) 朝里川温泉線	小樽駅前	朝里町	朝里川温泉	往 11.1km 復 11.1km	366 日	7,884.0 回		路線定期運行	①・②(1)	小樽駅前にて積丹線などの地域間幹線系統やJR線との乗り継ぎを考慮して運行ダイヤを設定	③
		(7) 銭函・桂岡線①	銭函浄水場		銭函駅前	往 4.3km 復 4.3km	362 日	2,774.0 回		路線定期運行	②(1)	銭函駅にてJR線と、桂岡にてJRバスとの乗り継ぎを考慮して運行ダイヤを設定	③
		(8) 銭函・桂岡線②	銭函浄水場	銭函駅前	銭函パークゴルフ場	往 6.4km 復 6.4km	362 日	964.0 回		路線定期運行	②(1)	銭函駅にてJR線と、桂岡にてJRバスとの乗り継ぎを考慮して運行ダイヤを設定	③
		(9) 小樽・桂岡線	小樽駅前	小樽築港駅前	桂岡中央公園	往 17.4km 復 17.4km	362 日	1,086.0 回		路線定期運行	①・②(1)	小樽駅前にて積丹線などの地域間幹線系統やJR線との乗り継ぎを考慮して運行ダイヤを設定	③
		(10) おたもい線	本局前	幸3丁目	おたもい入口	往 6.8km 復 6.6km	366 日	9,877.0 回		路線定期運行	①・②(1)	小樽駅前にて積丹線などの地域間幹線系統やJR線との乗り継ぎを考慮して運行ダイヤを設定	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特別措置」については、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特別措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。

5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地 営業区域	終点					運行態様 の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
小樽市	北海道中央バス株式会社	(11) ばるて築港線①	小樽駅前	済生会小樽 病院	ばるて築港	往 4.7km 復 5.2km	240 日	720.0 回		路線定期運行	①・②(1)	小樽駅前にて積丹線などの地域間幹線系統やJR線との乗り継ぎを考慮して運行ダイヤを設定	③
		(12) ばるて築港線②	小樽駅前	済生会小樽 病院	新日本海 フェリー	往 6.2km	240 日	120.0 回		路線定期運行	①・②(1)	小樽駅前にて積丹線などの地域間幹線系統やJR線との乗り継ぎを考慮して運行ダイヤを設定	③
		(13) ばるて築港線③	小樽駅前	市立病院	ばるて築港	往 4.4km 復 4.5km	366 日	859.0 回		路線定期運行	①・②(1)	小樽駅前にて積丹線などの地域間幹線系統やJR線との乗り継ぎを考慮して運行ダイヤを設定	③
		(14) ばるて築港線④	小樽駅前	市立病院	新日本海 フェリー	往 5.9km 復 6.0km	366 日	425.0 回		路線定期運行	①・②(1)	小樽駅前にて積丹線などの地域間幹線系統やJR線との乗り継ぎを考慮して運行ダイヤを設定	③
		(15) 最上・ばるて築港線	ばるて築港	済生会小樽 病院	最上町	往 7.6km 復 7.2km	366 日	1,584.0 回		路線定期運行	②(1)	ばるて築港にて小樽市内線やJR線(小樽築港駅)との乗り継ぎを考慮して運行ダイヤを設定	③
						往 km 復 km	日	回					
						往 km 復 km	日	回					
						往 km 復 km	日	回					
						往 km 復 km	日	回					
						往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。



5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	小樽市
------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	18,360
交通不便地域	111,299

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
111,299	全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
小樽市地域公共交通網形成計画	令和元年5月31日	令和3年度

(1) 記載要領

- 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。  
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
- 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
- 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ロ②（1））に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7（ロ②（2））（実施要領の2.（1）⑭）に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
- 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
- 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図  
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)